

とうぎんデータ伝送サービス（AnserDATAPORT 接続）利用規定

データ伝送サービス（AnserDATAPORT 接続）の取扱

1. (共通事項)

- (1) データの送受信は契約者ご本人（以下「依頼人」という）の依頼により行うものとします。
- (2) 本サービスの利用に際しては、あらかじめ届出の暗証番号を所定の方式で送信してください。当行は受信した内容と届出の内容およびあらかじめ届出の暗証番号とを照合し一致した場合に本サービスを取扱います。この場合送信者を依頼人とみなします。
- (3) 依頼人は依頼データとは別に当行所定の方法により取組日、合計件数、合計金額（以下「照合データ」という）を通知するものとし、当行はその一致をもって取り扱うものとします。
照合データによる照合状況は依頼人が確認するものとし、当行は照会状況（未照合）を依頼人に対して通知いたしません。
- (4) 操作に際しては、当行の定める方法および操作手順により行ってください。
- (5) データの送信後は、その内容は変更しないものとします。
- (6) 回線の不通、機器障害ならびにその他の事情により、当行所定の伝送時限までに伝送できなかった場合、その他応答が不能または遅延となる場合は、相互に協議のうえ対策を講ずるものとします。
- (7) 当行の責によらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害ならびに回線の不通により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. (総合振込、給与・賞与振込の取扱)

(1) (共通事項)

- ① 当行に振込を依頼するにあたっては、事前に指定口座番号の確認を行ってください。
- ② 振込依頼は、振込指定日の前営業日午後5時30分までに当行に対し所定の方法により行ってください。
- ③ 当行は振込明細に基づき、振込指定日に入金手続きを行います。
- ④ 振込資金は振込依頼日の前営業日までに当行に交付してください。この場合、自動引き落としにより、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、同払戻請求書の提出、または当座小切手の振出なしに自動的に引落しします。
- ⑤ 振込口座なし、またはその他の事由により振込不能のものがあつた場合、当行は、その明細について通知するものとし、当該振込金は、依頼人の預金口座へ入金することにより返却します。
- ⑥ 振込の取扱につき、変更等がある場合、または解約する場合は、当行所定の書面により届出てください。当行所定の手数料をお支払いいただきます。

(2) (給与・賞与振込の取扱)

- ① 給与支給者は、給与受給者に対する給与（賞与を含む。以下同じ）支給にあたっては、当行に振込事務を委託し当行は、振込資金の交付をもって振込の依頼を受け付けるものとします。
- ② 当行の受託する取扱店の範囲は、当行本支店及び当行と給与振込協定を締結している銀行の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金及び当座預金とします。
- ③ 振込依頼は、振込指定日の前営業日午後5時30分（当行本支店以外の銀行の口座を指定する場合は2営業日前午前11時30分）までに当行に対し所定の方法により行ってください。
- ④ 当行は給与受給者に対し給与振込の入金通知は行いません。
- ⑤ 給与受給者に対する振込金の支払い開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

3. (口座振替の取扱)

口座振替を利用するにあたっては、依頼人と当行は、別途契約を締結するものとします。

4. (手数料等)

- (1) 本サービスを利用するにあたっては、契約料を当行所定の金額、方法によりお支払いいただきます。
- (2) 本サービスの月間利用料は、毎月当行所定の金額、方法によりお支払いいただきます。
- (3) 本サービスは、依頼明細の件数に応じた従量手数料を当行所定の金額、方法によりお支払いいただきます。
- (4) 本サービスにより振込を依頼する場合は、当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- (5) 本サービスにより預金口座振替を依頼する場合は、別途締結した口座振替手数料をお支払いいただきます。
- (6) 本サービスに係る各種手数料は、通帳及び払戻請求書、または当座小切手の提出なしにあらかじめ指定された手数料引落とし指定口座から自動的に引落とします。

5. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合は、直ちに、当行所定の書面により取扱店にお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (解約)

この取扱は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱による振替または振込が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえその取扱を中止することがあります。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、通知預金規定、納税準備預金規定、定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書およびローンカード規定により取扱います。

8. (取扱期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約満了の日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

9. (本サービスのご利用に際してのご注意)

本サービスの利用には別途回線契約料がかかり、お客さまのご負担となります。